

令和6年7月25日

第13回村上市農業委員会会議録

第13回村上市農業委員会総会を令和6年7月25日午後1時30分村上市神林支所3階大会議室に招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

1番	石山章	2番	大野章
3番	菅原隆雄	4番	高橋大亮
5番	遠山和孝	6番	遠藤俊樹
7番	斎藤博	9番	阿部正一
10番	佐藤昌夫	11番	板垣栄一
13番	島田幸男	14番	田村昭一
15番	佐藤裕介	16番	加藤孝平
17番	佐藤健吉	18番	大倉毅
19番	富樫与志栄	20番	富樫あゆみ

2. 欠席委員は次のとおりである。

8番	稲葉浩之	12番	船山寛
----	------	-----	-----

3. 本定例会会議事件は次のとおりである。

報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について  
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第3号 農用地利用集積計画（案）の決定について  
その他

4. 本定例会に出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	高橋
事務局次長	中村
事務局副参事	園部
事務局副参事	近藤

高橋局長

それでは、ただいまから第13回村上市農業委員会総会を開催いたします。

それでは、本日の欠席委員の報告をいたします。本日の欠席委員は2名です。議席番号8番、稲葉浩之委員、議席番号12番、船山寛委員から欠席の報告を受けております。よって、本日の出

席委員は18名であり、村上市農業委員会会議規則第6条により、本日の総会は成立をいたします。

それでは、開会に当たりまして、会長よりご挨拶をお願いいたします。

石山会長

挨拶（略）

高橋局長

ありがとうございました。

それでは、議事録署名委員選出以降の議事進行につきましては、農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、石山会長よりお願いをいたします。

石山会長

それでは最初に、議事録署名委員の選出についてお諮りいたします。議長に一任いただければ幸いです、いかがでしょうか。

（異議なしの声多数）

石山会長

異議なしと認め、議事録署名委員には議席番号6番、遠藤委員、議席番号7番、斎藤委員の二方をお願いいたします。

（両委員了承）

石山会長

最初に、報告。報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について事務局より報告願います。

中村次長

報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について報告いたします。

番号1、申請人、〇〇〇〇、土地につきましては1筆、1,318平米。申請事由としましては、申請地は50年以上耕作しておらず、現在は山林化しております。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。

続きまして、番号2、申請人、〇〇〇〇、土地につきましては1筆、2,693平米。申請事由としましては、申請地は50年以上耕作しておらず、現在は山林化しております。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。

続きまして、番号3、申請人、〇〇〇〇、土地につきましては1筆、495平米。申請事由といたしましては、申請地は20年以上耕作しておらず、現在は山林化しております。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。

続きまして、番号4、申請人、〇〇〇〇、土地につきましては6筆、3,138平米。申請事由としましては、申請地は20年以上耕作しておらず、現在は原野化しております。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。

続きまして、番号5、同じ住所になっております。4番の方とは夫婦の関係になっているということでございます。〇〇〇〇、土地につきましては1筆、91平米。申請事由としましては、申請地は20年以上耕作しておらず、現在は原野化しております。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。

位置説明（省略）

報告は以上でございます。

石山会長

今ほどの報告についてご質問等ありましたらお願いいたします。

（発言する者なし）

石山会長

ないようでありますので、報告は以上といたします。

議題に入ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。事務局、説明願います。

園部副参事

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてです。

今月は、贈与3件、売買が5件、合わせて8件でございます。

それでは、贈与案件、番号1番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、田1筆、地積206平米、契約の種別、所有権の移転、贈与でございます。譲渡人の親戚関係にあり、以前より申請の土地の管理をお願いしていたことから、譲受人に贈与をするものでございます。

続きまして、番号2番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、田16筆、畑2筆、地積合計13,332平米、契約の種別、所有権の移転、贈与でございます。こちらにつきましては、譲渡人の子である譲受人に生前贈与をするものでございます。現在も譲受人が作付をしております。

続きまして、番号3番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、田1筆、地積192平米、契約の種別、所有権の移転、贈与でございます。こちらにつきましては、申請地について譲受人の土地に隣接しておりまして、作付上1筆扱いとなるため、双方合意の上、譲受人に贈与をするものでございます。

続きまして、売買案件です。番号4番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、畑3筆、地積合計592.1平米、契約の種別、所有権の移転、売買、対価〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円でございます。

続きまして、番号5番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、田1筆、地積34平米、契約の種別、所有権の移転、売買、対価〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円でございます。

続きまして、番号6番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、畑2筆、地積合計1,759平米、契約の種別、所有権の移転、売買、対価〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円でございます。

す。

番号7番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、畑6筆、地積合計1,492平米、契約の種別、所有権の移転、売買、対価〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円でございます。

続きまして、番号8番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、田1筆、畑1筆、地積合計1,364平米、契約の種別、所有権の移転、売買、対価〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円でございます。

位置説明（省略）

説明した8件につきましては、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

石山会長

それでは、ただいま説明のありました議案第1号につき質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

（発言する者なし）

石山会長

特にないようでありますので、議案第1号を許可することに決定してもご異議ございませんか。

（異議なしの声多数）

石山会長

異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局、説明願います。

中村次長

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。

今月1件でございます。

今回の案件は、令和3年に〇〇〇〇が、その後令和5年度に〇〇〇〇が継続して一時転用許可を受けた場所でございます。今回朝日温海道路工事を受注した〇〇〇〇が引き続き使用することになったという、そういった案件になっております。

番号1、貸人、〇〇〇〇、借人が〇〇〇〇、土地につきましては2筆でございます。875平米、転用目的は現場事務所及び駐車場敷地、契約は賃貸借、対価が〇〇〇〇円、農地区分は第3種農地。備考としましては一時転用で、利用期間は令和6年8月1日から7年の4月30日、9か月間となっております。全体面積875平米、関係者2名となっております。

位置説明（省略）

説明は以上でございます。

石山会長

転用に係る現地調査を実施していただいておりますので、報告を願います。

3番、菅原委員。

菅原隆雄委員

3番、菅原です。農地法5条申請のありました案件についてご報告いたします。

この案件は、現在〇〇〇〇が朝日温海道路の工事に伴い、現場事務所として一時転用許可を受けている場所であります。昨年度に現地調査を実施していることから、今回現地調査は実施せず、書類による確認といたしました。

申請者である〇〇〇〇は、朝日温海道路工事の受注に伴い、現場事務所、駐車場が必要となるため、現在〇〇〇〇が使用している現場事務所等をそのまま引き継ぎ、一時転用するものです。申請地の隣地には農地がないことや現場事務所の上下水道施設もそのまま使用すること、また周囲の農業者等からの苦情もないことから、山北地域としては許可すべきものとの意見になりました。皆様のご審議よろしく申し上げます。

石山会長

それでは、議案第2号につき質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

(発言する者なし)

石山会長

ないようでありますので、議案第2号を許可することに決定してもご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

石山会長

異議なしと認め、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

議案第3号 農用地利用集積計画(案)の決定について議題といたします。

事務局、説明願います。

園部副参事

それでは、議案第3号 農用地利用集積計画(案)の決定について説明をいたします。

今月は、使用貸借の設定が1件、賃貸借の設定が22件、贈与案件が1件、売買案件が2件、合計で26件でございます。その後、機構関連の説明をさせていただきます。

それでは、使用貸借の設定です。番号1番、貸人、〇〇〇〇、借人、〇〇〇〇、地目、畑1筆、地積41平米、期間は10年間、新規でございます。

それでは、番号2番から賃借権の設定でございます。番号2番、貸人、〇〇〇〇、借人、〇〇〇〇、地目、田3筆、地積合計4,338平米、期間は5年間、10アール当たり〇〇〇〇円、改良区費は借人負担、再設定でございます。

以降、番号23番まで賃借権の設定でございます。

それでは、番号24番こちらは、贈与案件でございます。番号24番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、田1筆、地積667平米、利用権等の種別、所有権の移転、贈与でございます。譲渡人の財産処分によりまして、親戚関係にあり、以前から申請地を耕作しておりました譲受人に贈与するものでございます。

続きまして、売買案件です。番号25番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、畑1筆、地積941平米、利用権等の種別、所有権の移転、売買でございます。売買の対価は〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円でございます。

続きまして、番号26番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、田3筆、地積合計885平米、契約の種別、所有権の移転、売買、対価〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円でございます。

位置説明（省略）

以上で図面の説明を終わります。

近藤副参事

続きまして、農地中間管理事業による利用権の設定でございます。集積と配分を連続した番号で表示しておりますので、よろしく申し上げます。

今回は、使用貸借4件、賃貸借40件、合計44件でございます。

それでは、番号27番、貸人、〇〇〇〇、借人、公益社団法人新潟県農林公社、今月から代表理事が池田紀夫氏から星丈志氏に替わっております。土地の表示、〇〇〇〇、地目、田、地積162平米、1筆、計162平米、利用権等の種別が使用貸借による権利の設定、期間が7年間。ほかの契約と終期を合わせたいとの希望により、7年間になっております。

続いて、番号28番、貸人、公益社団法人新潟県農林公社、借人、〇〇〇〇、内容については番号27番と同様でございます。

番号30番までが使用貸借の案件となっております。

続きまして、番号31番、貸人、〇〇〇〇、借人、公益社団法人新潟県農林公社、土地の表示、〇〇〇〇、地目、田、地積1,056平米ほか1筆、計2,312平米、利用権等の種別が賃借権の設定、期間が10年間、借賃が10アール当たり〇〇〇〇円、新規で、改良区費は借人負担でございます。

続いて、番号32番、貸人、公益社団法人新潟県農林公社、借人、〇〇〇〇、内容については番号31番と同様でございます。

ここから番号40番までが農地中間管理事業による賃借権の案件となります。

全て農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしていると考えます。

説明は以上でございます。

石山会長

それでは最初に、議案番号27番から70番につき審議をいたします。

私が議事に参与できませんので、退席し、職務代理者から議長をお願いいたします。

(1 番 石山 章君退席)

板垣職務代理

それでは、代わりまして私が議長を務めさせていただきます。

議案第3号の中の機構関連の案件であります。議案番号27番から70番まで、ご質問ある方、お受けいたします。ございませんか。

(発言する者なし)

板垣職務代理

しばらくしてないようでありますので、承認することに決定してよろしいでしょうか。

(異議なしの声多数)

板垣職務代理

異議なしと認め、27番から70番まで承認することと決定いたしました。

(1 番 石山 章君着席)

板垣職務代理

会長、27番から70番まで承認することに決定いたしました。

石山会長

ありがとうございました。

それでは、今ほど承認になった27番から70番を除きまして質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

(発言する者なし)

石山会長

特にならざるやありますので、議案第3号を承認することに決定してもご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

石山会長

異議なしと認め、議案第3号 農用地利用集積計画(案)の決定については承認することに決定いたしました。

議案としてその他について、皆様方から。

6番、遠藤委員。

遠藤俊樹委員

ただいま承認されましたけど、番号16番、私ちょっと関わっているもので。いいですか。

石山会長

大変失礼いたしました。議案第3号の番号16番につき再審議させていただきます。

16番、遠藤委員、議事に参与できませんので、退席を願います。

(6番 遠藤俊樹君退席)

石山会長

それでは、番号16番につき質疑に入ります。

(発言する者なし)

石山会長

承認することに決定してもご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

石山会長

異議なしと認め、議案第3号、番号16番、承認することに決定いたしました。

(6番 遠藤俊樹君着席)

石山会長

遠藤委員、議案番号16番、承認することに決定いたしました。大変失礼いたしました。

それでは、その他について、皆様方から。

(発言する者なし)

石山会長

事務局は、議案としては特にはないですか。

それでは、引き続き、議事のほうは以上といたしまして、協議、連絡事項に入らせていただきます。よろしいでしょうか。

(異議なしの声多数)

・協議、連絡事項ほか

時に午後2時10分であった。

以上の議事の概要を記し、その内容に相違ないことを認めここに署名する。

令和6年7月25日

村上市農業委員会

会 長

同議事録署名委員

委 員

委 員